

（車枠及び車体）

第十五条 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第18条第1項、第2項及び第4項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第22条第1項から第8項まで及び第10項、第100条第1項から第9項まで、第12項及び第13項並びに第178条第1項から第8項まで及び第10項の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の車枠及び車体は、次の基準に適合しなければならない。
 - イ 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
 - ロ 車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆりみを生じないようにになっていること。
 - ハ 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
 - (1) 乗車定員十人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であつて、次に該当しないもの
 - i 車体の凹部に組み込まれているもの
 - ii 車体との隙間が二十ミリメートルを超えず、かつ、直径百ミリメートルの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの
 - (2) 地上1.8メートル以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その付近の車体の最外側から突出しているもの
 - ニ 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては、20分の11）以下であること。ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35キロメートル毎時未満のもの及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。
- 二 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8トンを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8トンを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

【2019. 10. 15】第15条（車枠及び車体）

三 座席の地上面からの高さが700ミリメートル以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)	第1号ニ
二 昭和49年6月30日以前に製作された自動車(回転部分が突出する改造を行ったものを除く。)	第1号ハ(回転部分の突出に係る部分に限る。)
三 平成7年12月31日(輸入された自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)	第2号
四 平成11年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であっては平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)であって次に掲げるもの	第2号
イ 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車(原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。)	
ロ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量2.8トン以下のもの	
五 平成12年6月30日以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)であって次に掲げるもの	第2号

<p>イ 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものに限る。）</p> <p>ロ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量2.8トン以下のもの</p> <p>六 平成12年8月31日（輸入された自動車にあつては平成15年9月30日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成10年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p>	<p>第3号</p>
---	------------

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>一 平成15年9月30日以前に製作された自動車</p>	<p>第3号</p>	<p>座席の地上面からの高さが700ミリメートル以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを</p>	<p>前号の規定が適用される自動車（座席の地上面からの高さが700ミリメートルを超える自動車を除く。）</p>

		有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）	
--	--	---------------------------------------	--

4 次の各号に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第18条第6項（同項に基づく細目告示第22条第13項第1号、第100条第17項第1号及び第178条第13項を除く。）の規定は、適用しない。

- 一 平成17年8月31日以前に製作された自動車
- 二 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
- 三 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

5 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第18条第6項（同項に基づく細目告示第22条第13項第1号、第100条第17項第1号及び第178条第13項を除く。）の規定は適用しない。

- 一 次のいずれかに該当する自動車
 - イ 座席の地上面からの高さが475ミリメートル以下の自動車
 - ロ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車
 - i 地面と自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25度以上
 - ii 地面と自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20度以上
 - iii 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20度以上
 - iv 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200ミリメートル以上
 - v 自動車の前軸直下の最低地上高が180ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
 - vi 自動車の後軸直下の最低地上高が180ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの

接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

- ハ 保安基準第18条第4項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
 - ニ 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
 - ホ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
 - ヘ 燃料電池自動車
- 二 次に掲げる自動車
 - イ 平成19年8月31日以前に製作された自動車
 - ロ 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車（平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
 - ハ 平成19年9月1日から平成24年8月31日までに製作された自動車であって平成19年9月1日以降に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成19年8月31日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）
- 6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添24の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成16年国土交通省告示第499号）による改正前の細目告示別添24の基準に適合するものであればよい。
 - 一 平成16年7月15日以前に製作された自動車
 - 二 平成16年7月16日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成16年7月15日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの
 - ロ 平成16年7月16日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成16年7月15日以前に指定を受けた型式指定自動車に、側面衝突時の乗員保護に係る性能についての変更以外の変更のみを行ったもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 7 平成21年6月22日以前に製作された自動車については、細目告示別添22 4.1.4.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1337号）による改正前の細目告示別添22 4.1.4.の規定に適合するものであればよい。
- 8 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添24の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第

1337号）による改正前の細目告示別添24の基準に適合するものであればよい。

- 一 平成19年8月11日以前に製作された自動車
 - 二 平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成19年8月11日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの
 - ロ 平成19年8月12日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成19年8月11日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 9 次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものについては、保安基準第18条第3項並びに同項の規定に基づく細目告示第22条第9項、第100条第10項及び第11項並びに第178条第9項の規定は適用しない。
- 一 平成19年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車（平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
 - 三 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車であって平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成19年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）
- 10 次の各号に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、保安基準第18条第3項並びに同項の規定に基づく細目告示第22条第9項、第100条第10項及び第11項並びに第178条第9項の規定は適用しない。
- 一 平成23年3月31日以前に製作された自動車
 - 二 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車（平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）
 - 三 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）
- 11 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、細目告示第22条第9項中「協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。以下この条及び第100条において同じ。）」とあり、及び第100条第10項中「協定規則第94号の技術的な要件」とあるのは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」と読み替えるものとする。

【2019. 10. 15】第15条（車枠及び車体）

- 12 平成22年3月31日以前に製作された自動車であって道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号の規定により測定するものについては、細目告示第22条第4項第9号、第100条第4項第10号及び第178条第4項第11号の規定は、適用しない。
- 13 平成31年8月23日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下である自動車（運転者席の着席基準点が前車軸中心線から後方に1.1メートルの線より後方に位置するもの（以下この条において「ボンネットを有する自動車」という。）に限る。）のうち、平成27年2月23日以前に指定を受けた型式指定自動車については、保安基準第18条第5項の規定並びに細目告示第22条、第100条、第178条及び別添99の規定は、適用しない。
- 14 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第18条第5項の規定並びに細目告示第22条、第100条、第178条及び別添99の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第44号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第565号）による改正前の保安基準第18条第5項の規定並びに細目告示第22条、第100条、第178条及び別添99の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成30年2月23日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量2.5トン以下のもの（軽自動車にあつては、ボンネットを有するものに限る。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.5トン以下の自動車であつてボンネットを有するもの（平成25年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）
- イ 平成25年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
- ロ 平成25年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）1の1-1の(4)及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号）1の1-1の(3)の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成27年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものに限る。）
- ハ 平成25年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成25年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）

- 二 令和元年8月23日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であり、かつ、車両総重量2.5トンを超える自動車及びその形状が車両総重量2.5トンを超える自動車の形状に類する自動車（平成27年2月24日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）
- イ 平成27年2月23日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
 - ロ 平成27年2月23日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成27年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）
 - ハ 平成27年2月23日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成27年2月23日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）
- 三 平成30年2月23日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量2.5トン以下の軽自動車であってボンネットを有しないもの（平成26年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）
- イ 平成26年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
 - ロ 平成26年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成27年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）
 - ハ 平成26年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成26年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）
- 15 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。
- 16 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省

告示第670号。以下この項において「平成23年改正告示」という。）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。

ただし、平成25年6月23日から平成26年6月22日までに指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、平成23年告示による改正前の細目告示第22条第9項の規定中「同規則改訂版補足第3改訂版」とあるのは、「同規則改訂版補足第4改訂版」に、平成23年改正告示による改正前の細目告示第100条第10項の規定中「協定規則第94号の技術的な要件」とあるのは、「協定規則第94号の技術的な要件（同規則改訂版補足第4改訂版の規則5.（5.2.8.を除く。）及び6.に限る。）」に読み替えるものとする。

- 17 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成25年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定に適合するものであればよい。
- 18 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定に適合するものであればよい。
- 19 自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げるものを除く。）に対する細目告示別添99の規定の適用については、当分の間、同別添99別紙4 2.2.1.の規定中「2.2.3.に規定されたインバースタイプ動的検定試験に従って検定されなければならない。検定インパクトは衝突試験10回毎に、2.2.2.に規定されたペンデュラムタイプの動的検定試験に従い検定する。インバースタイプ動的検定試験の場合は衝突試験は30回毎とする。ただし、衝突試験30回毎にペンデュラムタイプの動的検定試験の実施は必要ない。」とあるのは「2.2.2.に規定されたペンデュラムタイプ動的検定試験に従って検定されなければならない。検定インパクトは衝突試験10回毎に、2.2.2.に規定されたペンデュラムタイプの動的検定試験に従い検定する。」と読み替えることができる。
- 20 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。
 - 一 平成27年8月12日以前に製作された自動車
 - 二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
 - ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27

年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

21 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第22条第10項及び第100条第12項の規定に適合するものであればよい。

一 平成27年8月12日以前に製作された自動車

二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

22 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第13項及び第100条第17項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第42号。以下この項において「平成27年改正告示」という。）による改正前の細目告示第22条第11項及び第100条第14項の規定に適合するものであればよい。この場合において、平成27年改正告示による改正前の細目告示別添99 3.2.1.2.中「別紙4の2.2.」とあるのは「協定規則第127号附則6の1.」と読み替えることができるものとする。

一 平成29年8月31日以前に製作された自動車

二 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 平成29年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成29年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成29年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第18条第2項、第22条第8項、第96条第3項及び第100条第8項並びに別添17及び別添23の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第18条第2項、第22条第8項、第96条第3項及び第100条第8項並びに別添17及び別添23の規定に適合するものであればよい。

一 平成30年8月31日以前に製作された自動車

- 二 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 24 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第18条第5項の規定並びに細目告示第22条第11項及び第12項、第100条第14項から第16項まで及び第178条第11項及び第12項の規定は適用しない。
 - 一 平成30年6月14日以前に製作された自動車
 - 二 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年6月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 25 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第18条第5項並びに細目告示第22条第11項及び第100条第14項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第1号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第217号）による改正前の保安基準第18条第5項並びに細目告示第22条第11項及び第100条第14項の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和5年1月19日以前に製作された自動車
 - 二 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年1月20日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 26 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第8項及び第100条第8項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第22条第8項及び第100条第8項の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。））であって、輸入された自

【2019.10.15】第15条（車枠及び車体）

自動車にあっては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のもの（平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のもの（平成30年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のもの（平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のもの（平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のもの（平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

27 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第22条第9項及び第100条第10項の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

【2019.10.15】第15条（車枠及び車体）

- 28 貨物の運送の用に供する軽自動車については、細目告示第22条第8項及び第100条第8項中協定規則第137号の技術的な要件並びに細目告示第22条第9項及び第100条第10項中協定規則第94号の技術的な要件のうち、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。
- 29 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第13項及び第100条第17項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第22条第13項及び第100条第17項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成29年12月31日以前に製作された自動車
 - 二 平成30年1月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成29年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成29年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 30 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第18条第7項並びに細目告示第22条第14項、第100条第19項及び第178条第14項の規定は適用しない。
- 一 平成30年9月30日以前に製作された自動車
 - 二 平成30年10月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 31 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第22条第8項及び第100条第8項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第22条第8項及び第100条第8項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては令和2年8月31日）以前に製作された自動車
 - 二 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては令和2年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

【2019.10.15】第15条（車枠及び車体）

ロ 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては令和2年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

32 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、細目告示第22条第15項、第100条第20項及び第178条第15項の規定は、適用しない。